

# 官報

号外 昭和三十四年十二月十一日

## ○第三十三回 参議院會議録第十五号

昭和三十四年十二月十一日(金曜日)午  
後五時三十分開議

議事日程 第十四号

昭和三十四年十二月十一日

午前十時開議

第一 市町村立学校職員給与負担  
法の一部を改正する法律案(衆  
議院提出)

第二 日本学校安全会法案(第三  
十一回国会内閣提出、第三十三  
回国会衆議院送付)

第三 新市町村職員の給与改善に  
関する請願

第四 新市町村建設促進のための  
国庫補助継続に関する請願(十  
二件)

第五 地方交付税の合併補正特例  
期間延長に関する請願

第六 へき地手当の一般財源に関  
する請願

第七 地方交付税の寒冷補正適正  
化に関する請願

第八 特別交付税増額等に関する  
請願

第九 地方財政の健全化に関する  
請願

第一〇 地方財政の再建等のため  
の公共事業に係る国庫負担等の  
臨時特例に関する法律の復元に  
関する請願

第一一 未開発地域の開発促進事  
業費国庫負担率引上げに関する  
請願

第一二 遊興飲食税減免に関する  
請願(四件)

第一三 積雪寒冷地帯の固定資産  
税軽減に関する請願

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、  
朗読を省略いたします。

去る七日議長において、左の常任委員  
の辞任を許可した。

地方行政委員 大沢 雄一君

法務委員 平井 太郎君

同日議長において、常任委員の補欠を  
左の通り指名した。

地方行政委員 平井 太郎君

法務委員 大沢 雄一君

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提  
出案を可決した旨衆議院に通知した。

核燃料物質の加工の請負に伴う外国  
人等の責任の免除等に関する法律案  
同日左の法律の公布を奏上し、その旨  
衆議院に通知した。

核燃料物質の加工の請負に伴う外国  
人等の責任の免除等に関する法律

同日本院は、左の件を議決した旨内閣  
に通知した。

日本放送協会昭和三十二年度財産目  
録、貸借対照表及び損益計算書並び  
にこれに関する説明書

同日本院は、日本銀行政策委員会委員  
に吉川智豊丸君を任命することに同意  
した旨内閣に通知した。

去る八日議長において、左の常任委員  
の辞任を許可した。

地方行政委員 大沢 雄一君

法務委員 平井 太郎君

地方行政委員(国会法第四十二  
条第二項の規定  
による辞任)

法務委員 平井 太郎君

外務委員 横山 フク君

同 後藤 義隆君

同 木村禧八郎君

同 大蔵委員 梶原 茂嘉君

同 林屋亀次郎君

同 加藤シヅエ君

同 文教委 鹿島守之助君

同 予算委員 吉江 勝保君

同日議長において、常任委員の補欠を  
左の通り指名した。

地方行政委員(国会法第四十二  
条第三項の規定  
によるもの)

法務委員 吉江 勝保君

外務委員 後藤 義隆君

同 梶原 茂嘉君

同 加藤シヅエ君

同 大蔵委員 横山 フク君

同 鹿島守之助君

同 木村禧八郎君

同 文教委 林屋亀次郎君

同 予算委員 木暮武太夫君

一昨九日議長において、左の常任委員  
の辞任を許可した。

内閣委員 辻 政信君

外務委員 石田 次男君

同日議長において、常任委員の補欠を  
左の通り指名した。

内閣委員 石田 次男君

外務委員 辻 政信君

同日議員松澤兼人君外四名から委員会  
審査省略の要求書を附して左の議案を  
提出した。

日米安全保障条約改定交渉の即時打  
切りを要求する決議案

同日議員紅露みつ君外十七名から委員  
会審査省略の要求書を附して左の議案  
を提出した。

児童の権利に関する決議案

同日議長において、左の常任委員の  
辞任を許可した。

内閣委員 石田 次男君

法務委員 清澤 俊英君

外務委員 辻 政信君

同 大蔵委員 上林 忠次君

同 文教委 井野 碩哉君

同 農林水産委員 秋山 長造君

同日議長において、常任委員の補欠を  
左の通り指名した。

内閣委員 辻 政信君

法務委員 秋山 長造君

外務委員 石田 次男君

同 大蔵委員 井野 碩哉君

同 文教委 上林 忠次君

同 農林水産委員 清澤 俊英君

昭和三十四年十二月十一日 参議院會議録第十五号 會議 会期延長の件 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案外一件

同日委員長から左の報告書を提出した。

日本学校安全会法案可決報告書

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案修正議決報告書

地方行政委員会諸願審査報告書第一号

○議長(松野鶴平君) これより本日の會議を開きます。

この際、会期延長の件についてお諮りいたします。

議長は、会期の延長について議院運営委員会に諮りましたところ、本院といたしましては、会期を十二月二十七日まで十三日間延長すべきであるとの決定がございました。会期を十二月二十七日まで十三日間延長することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成」、「反対」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し」

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって会期は十二月二十七日まで十三日間延長することに決しました。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 日程第一、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第二、日本学校安全会法案(第三十二回国会内閣提出、第三十三回国会衆議院送付)

以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。文教委員長相馬助治君。

審査報告書

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年十二月十日

文教委員長 相馬 助治

参議院議長松野鶴平殿

第二条の改正規定中「市町村(政令で指定する市町村を除く。)立高等学校」を「市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。)市町村立高等学校」に改める。

附則第二項中「改正後の市町村立学校職員給与負担法第二条の政令による市町村の指定の際」を「この法律の施行の際に、当該指定された市町村(以下「指定市町村」という。)」を

「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)」に改め、「第三十七条第一項又は」を削る。

附則第三項中「指定市町村の指定の際」を「この法律の施行の際に、当該指定市町村」を「当該指定都市」に、「当該指定前」を「この法律の施行前」に、「当該指定後」を「この法律の施行後」に改める。

附則第四項中「指定市町村の指定前」を「この法律の施行前」に改める。

附則第五項中「指定市町村の指定後における当該指定市町村」を「この法律の施行後における指定都市」に、「当該指定市町村の条例」を「当該指定都市の条例」に、「当該指定の際における当該指定市町村」を「この法律の施行の際における指定都市」に改める。

附則第六項中「指定市町村の指定の際」を「この法律の施行の際に、当該指定市町村」を「当該指定都市」に、「指定市町村は」を「指定都市は」に、「当該指定の日前」を「この法律の施行日の前」に、「当該指定の日

以後」を「この法律の施行の日以後」に改める。

附則第七項中「指定市町村は、当該指定市町村の指定の際」を「指定都市は、この法律の施行の際に、当該指定市町村の設置を、当該指定都市の設置」に、「当該指定の日前」を「この法律の施行の前」に、「当該指定市町村の退職年金条例」を「当該指定都市の退職年金条例」に改める。

附則第八項中「当該指定市町村」を「当該指定都市」に、「指定市町村」を「指定都市」に、「指定市町村職員」を「指定都市職員」に、「当該指定の日」を「この法律の施行の日」に改める。

附則第九項中「指定市町村」を「指定都市」に、「指定市町村職員」を「指定都市職員」に改める。

附則第十項中「指定市町村の指定」を「この法律の施行」に、「指定市町村」を「指定都市」に改める。

附則第十一項を削る。

附則第十二項中「市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第一百三十五号)第一条の政令で指定す

る市町村」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改め、同項中第十二条第二項の改正規定の次に次のように加え、同項を附則第十一項とする。

第十三条第九項中(昭和二十二年法律第六十七号)を削る。

要領書

一、委員会の決定の理由

本案は現状に即したおおむね妥当なものであるが、法案中政令で指定する市町村を更に明確にするための修正を行った。

二、費用

別に必要としない。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

第三十二回国会及び第三十三回国会において本院で継続審査をした右の本院提出案を送付する。

昭和三十四年十一月十四日

参議院議長 加藤謙五郎

参議院議長松野鶴平殿

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律

市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「特別区を含む。以下同じ。」を「特別区を含む。」に改める。

第二条中「市町村立高等学校で、」を「市町村(政令で指定する市町村を除く。)立高等学校で」に、「のみを置くもの」を「を置くもの」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 改正後の市町村立学校職員給与負担法第二条の政令による市町村の指定の際、現に当該指定された市町村(以下「指定市町村」という。)の設置する高等学校で夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下「定時制の課程」という。)を置くもの(以下「定時制高等学校」という。)の職員である者のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十七条第一項又は第五十八条第一項の規定に基づき任命されている校長(定時制の課程のほか)に通常の課

程を置く高等学校の校長を除く。

以下この項において同じ。)又は定時制の課程の授業を担当する教諭、助教諭若しくは講師(以下「附則第二項に規定する定時制課程の校長等」という。)は、別に辞令を発せられないときは、それぞれ、同法第三十四条の規定により、現にある職務の等級及び現に受ける給料の額をもつて、当該定時制高等学校の校長又は定時制の課程の授業を担当する教諭、助教諭若しくは講師(以下「定時制課程の校長等」という。)となつたものとする。

3 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等であつて、当該指定前に休職を命ぜられ、若しくは懲戒処分を受けた者の休職若しくは懲戒又は当該附則第二項に規定する定時制課程の校長等に係る当該指定前の事案に係る懲戒処分に関しては、なお、従前の例による。この場合において、当該指定後に懲戒処分を行うこととなるときは、当該指定市町村の教育委員会が懲戒処分を行うものとする。

4 指定市町村の指定前に附則第二項に規定する定時制課程の校長等に対し行われた不利益処分に関する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執るべき措置に関しては、なお、従前の例による。

5 指定市町村の指定後における当該指定市町村の設置する定時制高等学校の定時制課程の校長等(臨時又は非常勤の者を除く。以下この項において同じ。)の定数については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十一条第三項の規定により当該指定市町村の条例で定められるまでの間は、当該指定の際における当該指定市町村の設置する定時制高等学校の定時制課程の校長等の数によるものとする。

6 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等であつて、引き続き当該定時制高等学校の定時制課程の校長等となつた者は、政令の定めるところにより、その選択によつて、都道府県の退職手当を受け、又は受けられないことができるものとする。

7 指定市町村は、当該指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時制高等学校の定時制課程の校長等となつた場合においては、政令の定めるところにより、都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下「退職年金条例」という。)の適用を受ける職員(以下「都道府県職員」という。)又は恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員若しくは同法同条に規定する公務員とみなされる者としての当該指定の日前の在職期

間を当該指定市町村の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に算入する措置を講ずるものとする。

8 前項の規定の適用を受ける者がさらに引き続き当該指定市町村を包括する都道府県の都道府県職員となつた場合においては、当該都道府県は、政令の定めるところにより、その者の指定市町村の退職年金条例の適用を受ける職員(以下「指定市町村職員」という。)としての当該指定の日以後の引き続き在職期間を当該都道府県の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に算入する措置を講ずるものとする。

9 都道府県又は指定市町村は、それぞれ、政令の定めるところにより、都道府県職員又は指定市町村職員としての在職期間が前二項の規定により指定市町村又は都道府県の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に算入される場合における必要な調整措置を講ずるものとする。

昭和三十四年十二月十一日 参議院會議録第十五号 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案外一件

10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、指定市町村の指定に伴う都道府県の教育委員会から指定市町村の教育委員会への事務引継その他指定市町村の指定に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

11 附則第二項に規定する政令の改定により指定市町村が指定市町村でなくなつた場合において、定時制高等学校の定時制課程の校長等が地方教育行政の組織及び運営に關する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員となつたことに伴い、必要な経過措置は、附則第二項から附則第九項までの規定及び前項の政令の規定に準じて、政令で定める。

12 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項の表の上欄の高等学校の生徒数に係る同表の中欄中「定時制の課程の市町村立の高等学校」を「市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)第二条の政令で指定する市町村以外の市町村の設置する定

時制の課程の高等学校」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本学校安全会法案

第三十一回国会及び第三十二回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和三十四年十一月十四日

衆議院議長 加藤謙五郎

参議院議長 松野鶴平殿

(小字及び一は衆議院修正)

日本学校安全会法案

日本学校安全会法

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 役員及び職員(第八条―第十五条)
- 第三章 運営審議会(第十六条―第十七条)
- 第四章 業務(第十八条―第二十条)
- 第五章 財務及び会計(第二十五条―第三十二条)
- 第六章 監督及び国の補助(第三十三条―第三十五条)

第七章 雑則(第三十六条―第四十二条)

第八章 罰則(第四十三条―第四十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本学校安全会は、学校安全の普及充実に資するとともに、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の負傷、疾病、廃疾又は死亡に關して必要な給付を行い、もつて学校教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(法人格)

第二条 日本学校安全会(以下「安全会」といふ。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 安全会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 安全会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(定款)

第四条 安全会は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地

四 資産に關する事項

五 役員に關する事項

六 運営審議会及び運営審議会の委員に關する事項

七 業務及びその執行に關する事項

項

八 学校の設置者との災害共済給付契約の締結に關する事項

九 共済掛金に關する事項

十 会計に關する事項

2 定款の変更は、文部大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第五条 安全会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称使用の制限)

第六条 安全会でない者は、日本学校安全会という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、安全会に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 安全会に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人を置く。

(役員職務)

第九条 理事長は、安全会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して安全会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、安全会の業務を監査する。

(役員任命及び任期)

第十条 役員は、文部大臣が任命する。

2 役員は、二年とする。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

(役員)の解任)

第十二条 文部大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があると認められるとき。

(役員)の兼業禁止等)

第十三条 役員は、他の職業に従事してはならない。ただし、文部大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による許可を受けた役員及びその役員を役員とする法人は、自己の営業に関し、安全会と取引してはならない。

(代表権の制限)

第十四条 安全会と理事長との利益が相反する事項については、理事

長は、代表権を有しない。この場合には、監事が安全会を代表する。

(職員)

第十五条 安全会の職員は、理事長が任命する。

第三章 運営審議会

(運営審議会)

第十六条 安全会に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、二十人以内の委員で組織する。

3 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、運営審議会の意見を聞かなければならない。

- 一 定款の変更
- 二 業務方法書の変更
- 三 毎事業年度の予算及び事業計画

四 その他安全会の業務に関する重要事項で、定款をもつて定める事項

4 前項に規定する事項のほか、運営審議会は、理事長の諮問に応じて、理事長に意見を述べることができる。

(運営審議会の委員)

第十七条 運営審議会の委員は、安全会の業務の運営に関係を有する者及び安全会の業務の運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十条第二項及び第三項並びに第十二条第二項の規定は、運営審議会の委員について準用する。

第四章 業務

第十八条 安全会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 学校安全(学校における安全教育及び安全管理をいう。)(の普及充実に関すること。
- 二 義務教育諸学校(小学校、中学校又は特殊教育諸学校(盲学校、聾学校又は養護学校をいう。以下同じ。))の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。))の管理下における児童及び生徒の負傷、疾病、廃疾又は死亡(以下「災害」という。)(につき、当該児童及び生徒の保護者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十二条第一項に規定する保護者をいう。以下同じ。))

○又は政令で定める場合には里親(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十二条第一項第三号に規定する里親をいう。以下同じ。))その他の政令で定める者

○又は政令で定める場合には里親(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十二条第一項第三号に規定する里親をいう。以下同じ。))その他の政令で定める者

○又は政令で定める場合には里親(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十二条第一項第三号に規定する里親をいう。以下同じ。))その他の政令で定める者

○又は政令で定める場合には里親(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十二条第一項第三号に規定する里親をいう。以下同じ。))その他の政令で定める者

○又は政令で定める場合には里親(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十二条第一項第三号に規定する里親をいう。以下同じ。))その他の政令で定める者

○又は政令で定める場合には里親(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十二条第一項第三号に規定する里親をいう。以下同じ。))その他の政令で定める者

○又は政令で定める場合には里親(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十二条第一項第三号に規定する里親をいう。以下同じ。))その他の政令で定める者

○又は政令で定める場合には里親(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十二条第一項第三号に規定する里親をいう。以下同じ。))その他の政令で定める者

○又は政令で定める場合には里親(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十二条第一項第三号に規定する里親をいう。以下同じ。))その他の政令で定める者

○又は政令で定める場合には里親(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十二条第一項第三号に規定する里親をいう。以下同じ。))その他の政令で定める者

○又は政令で定める場合には里親(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十二条第一項第三号に規定する里親をいう。以下同じ。))その他の政令で定める者

2 前項の学校の管理下における児童及び生徒の災害の範囲については、政令で定める。

3 安全会は、政令で定める正当な理由がある場合を除いては、第一項の○契約の締結を拒んではならない。

(共済掛金)

第二十条 ○共済掛金の額は、政令で定める範囲内で定款で定める額とする。

2 安全会との間に災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、政令で定めるところにより、前項の共済掛金の額に当該契約に係る児童及び生徒の数を乗じて得た額を安全会に対して支払わなければならない。

3 前項の学校の設置者は、当該○災害共済給付契約に係る児童又は生徒の保護者○から、第一項の共済掛金の額のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者が定める額を徴収する。ただし、当該保護者が経済的理由によつて納付することが困難であると認められるときは、これを徴収しないことができる。

○又は政令で定める場合には里親(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十二条第一項第三号に規定する里親をいう。以下同じ。))その他の政令で定める者

○又は政令で定める場合には里親(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十二条第一項第三号に規定する里親をいう。以下同じ。))その他の政令で定める者

○又は政令で定める場合には里親(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十二条第一項第三号に規定する里親をいう。以下同じ。))その他の政令で定める者

(給付金の支払の請求及びその支払)
第二十一条 ○第十八条第一項第二号に掲げる給付金の支払の請求及びその支払は、政令で定めるところにより行われなければならない。

(共済掛金を支払わない場合)
第二十二條 安全会は、学校の設置者が第二十条第二項の規定により共済掛金を支払わない場合においては、政令で定めるところにより、当該〇契約に係る災害共済給付を行わないものとする。

(高等学校及び幼稚園の災害共済給付)
第二十三條 第十八条第二項の災害共済給付については、第十九条から前条までの規定を準用する。この場合において、第二十条第三項中「第一項の共済掛金の額のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額」とあるのは、「第一項の共済掛金」と読み替へるものとする。

(業務方法書)
第二十四條 安全会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

これを變更しようとするときも、同様とする。
2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。
第五章 財務及び会計
(事業年度)
第二十五條 安全会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。
(予算等の認可)
第二十六條 安全会は、毎事業年度、収入及び支出の予算並びに事業計画を作成し、事業年度開始前に文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な變更を加えようとするときも、同様とする。
(決算)
第二十七條 安全会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。
(財務諸表)
第二十八條 安全会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、監事の意見をつけて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出

し、その承認を受けなければならない。
2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。
3 安全会は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えておかなければならない。

(利益及び損失の処理)
第二十九條 安全会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。
2 安全会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(一時借入金)
第三十条 安全会は、文部大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。
2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、一年以内に償還しなければならない。
(余裕金の運用)
第三十一条 安全会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
一 国債又は地方債の取得
二 銀行その他文部大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金を金銭信託又は信託業務を営む銀行に対する金銭信託(信用方法を特定する金銭信託を除く)
(文部省令への委任)
第三十二条 この法律に規定するもののほか、安全会の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。
第六章 監督及び国の補助
(監督)
第三十三条 安全会は、文部大臣が監督する。
2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、安全会に対してその業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。
(報告及び検査)
第三十四条 文部大臣は、必要があると認めるときは、安全会に対して業務及び資産の状況に關して報告をさせ、又はその職員に安全会の事務所に立入り、業務若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。
2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(国の補助)
第三十五条 国は、予算の範囲内において、安全会の事務に要する経費の一部を補助することができる。
2 国は、公立の学校の設置者が第二十条第三項ただし書の規定によ

り、その承認を受けなければならない。
2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。
3 安全会は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えておかなければならない。

り、その承認を受けなければならない。
2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。
3 安全会は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えておかなければならない。

り、その承認を受けなければならない。
2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。
3 安全会は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えておかなければならない。

り、その承認を受けなければならない。
2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。
3 安全会は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えておかなければならない。

四等規定する者  
り保費者で次の各号の一に該当す

るものから同項に定める額を徴取  
しない場合においては、予算の範  
囲内において、政令で定めるとこ  
ろにより、安全会に対して補助す  
ることができる。

一 生活保護法(昭和二十五年法  
律第四百四十四号)第六条第二項  
に規定する要保護者

二 生活保護法第六条第二項に規  
定する要保護者に準ずる程度に  
困窮している者で政令で定める  
もの

3 公立の学校の設置者は、安全会  
が前項の規定により補助金の交付  
を受けた場合において、第二十条  
第二項の規定による支払をしてい  
ないときは、同項の規定にかかわ  
らず、政令で定めるところによ  
り、政令で定める額を同項の額か  
ら控除して支払うことができる。

4 安全会は、第二項の規定により  
補助金の交付を受けた場合におい  
て、第二十条第二項の規定による  
支払を受けているときは、政令で  
定めるところにより、政令で定め  
る額を公立の学校の設置者に対し  
て返還しなければならない。

第七章 雑則

(学校の設置者が地方公共団体で  
ある場合の事務処理)

第三十六条 この法律に基き学校の  
設置者が処理すべき事務は、学校  
の設置者が地方公共団体である場  
合においては、当該地方公共団体  
の教育委員会が処理するものとす  
る。

(損害賠償の請求権)

第三十七条 安全会は、災害共済給  
付の給付事由が第三者の行為によ  
つて生じた場合において、給付を  
行つたときは、その給付の価額の  
限度において、当該災害に係る児  
童、生徒又は幼児が第三者に対し  
て有する損害賠償の請求権を取得  
する。

(時効)

第三十八条 災害共済給付を受ける  
権利は、その給付事由が生じた日  
から二年間行わないときは、時効  
によつて消滅する。

(給付を受ける権利の保護)

第三十九条 災害共済給付を受ける  
権利は、譲り渡し、担保に供し、  
又は差し押えることができない。

(公課の禁止)

第四十条 租税その他の公課は、災  
害共済給付として支給を受ける給  
付金を標準として、課することが  
できない。

(解散)

第四十一条 安全会の解散について  
は、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十二条 文部大臣は、この法律  
の規定により認可(第四条第二項  
及び附則第三条第二項の規定によ  
る認可を除く)若しくは承認をし  
ようとするとき、又はこの法律の  
規定に基き文部省令を定めよう  
とするときは、あらかじめ大蔵大臣  
と協議しなければならない。

第八章 罰則

(取賄等)

第四十三条 安全会の役員又は職員  
は、その職務に關してわいろを受  
し、又は要求し、若しくは約束し  
たときは、三年以下の懲役に処す  
る。よつて不正の行為をし、又は  
相当の行為をしなるときは、五年  
以下の懲役に処する。

2 安全会の役員又は職員であつた  
者は、その在職中に請託を受けて  
職務上不正な行為をし、又は相当

の行為をしなかつたことに關しわ  
いろを受し、又は要求し、若しく  
は約束したときは、三年以下の懲  
役に処する。

3 安全会の役員又は職員は、その  
職務に關し請託を受けて第三者に  
わいろを供与させ、又はその供与  
を約束したときは、三年以下の懲  
役に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の取  
受したわいろは、没収する。その  
全部又は一部を没収することがで  
きないときは、その価額を追徴す  
る。

(贈賄)

第四十四条 前条第一項から第三項  
までに掲げる者に対してわいろ  
を供与し、又はその申込若しくは  
約束をした者は、三年以下の懲役  
又は三十万円以下の罰金に処す  
る。

(報告義務違反等)

第四十五条 第三十四条第一項の規  
定による報告をせず、若しくは虚  
偽の報告をし、又は検査を拒み、  
妨げ、若しくは忌避した場合に  
は、その違反行為をした安全会の  
役員又は職員は、三万円以下の罰  
金に処する。

(過料)

第四十六条 次の各号の一に該当す  
る場合には、その違反行為をした  
安全会の役員又は職員は、三万円  
以下の過料に処する。

一 この法律の規定により文部大  
臣の許可、認可又は承認を受け  
なければならぬ場合において、  
その許可、認可又は承認を  
受けなかつたとき。

二 第五条第一項の規定による政  
令に違反して、登記することを  
怠つたとき。

三 第十八条に規定する業務以外  
の業務を行つたとき。

四 第三十一条の規定に違反して  
業務上の余裕金を運用したと  
き。

五 第三十三条第二項の規定によ  
る文部大臣の命令に違反したと  
き。

第四十七条 第六条の規定に違反し  
た者は、一万円以下の過料に処す  
る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算  
して三月を超えない範囲内において政令で定  
めらる日昭和三十四年  
十月一日から施行する。

昭和三十四年十二月十一日 参議院會議録第十五号 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案外一件

(安全会の設立)

第一条 文部大臣は、第十条第一項の例により、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長、理事又は監事となるべき者は、安全会の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員を命じて、安全会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、文部大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の規定による認可を受けたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 安全会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第六条 第六条の規定は、この法律の施行の日から起算して三月間は、適用しない。

第七条 安全会の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、安全会の成立の日から昭和三十三年五月三十一日までとする。

第八条 安全会の最初の事業年度の収入及び支出の予算並びに事業計画については、第二十六条中「事業年度開始前」とあるのは、「安全会の成立後遅滞なく」とする。

(安全会に対する便宜の供与)

第九条 都道府県の教育委員会は、当分の間、当該都道府県の教育委員会の事務の遂行に支障のない範囲において、所属の職員をして当該都道府県の区域内に置かれる安全会の従たる事務所における事務に従事させることができる。

(共済資金に関する特例)

第十条 この法律の施行の際、民法第三十四条の規定により設立された財団法人で、児童又は生徒の学校の管理下における災害に關してその名称の何であるかを問わず災害共済給付に相当し、又はこれに類する給付を業務として行うものが現に存し、かつ、当該給付に要する経費の財源が、学校の設置者として、及び学校の種類とに於て、当該学校の設置者

(児童の保護)

又は当該学校の所在地の都道府県の補助又は出せんに係るものであり、当該学校の児童又は生徒の保護者等又は当該保護者等を構成員とする団体等の出せんによつていないものである場合においては、当該学校の設置者は、当分の間、その旨を文部大臣の認定を受けた上、第二十条第二項の規定にかかわらず、当該児童又は生徒に係る同項に定める額の全部を徴取しないこととすることができる。この場合においては、当該学校の設置者は、あらかじめ、当該学校の児童又は生徒につき、当該額の全部を徴取しない旨を規定で定めなければならない。

2 文部大臣は、政令で定めるところにより、前項の権限を都道府県の教育委員会に行わせることができる。

(保育所の災害共済給付)

第十一条 安全会は、当分の間、第十八条に規定する業務のほか、保育所(児童福祉法に規定する保育所をいう。)の管理下における同法に規定する乳児、幼児その他の児童の災害につき、当該乳児、幼児その他の児童の保護者又は政令で定める場合には里親その他の政令で定める者に対し、災害共済給付を行うことができる。

2 前項の災害共済給付については、第二十三条の規定を準用する。

3 安全会が第一項の規定により同項の災害共済給付を行う間は、第四条第一項第八号中「学校」とあるのは、学校又は保育所と読み替えて、同条の規定を適用する。

4 第一項の災害共済給付に關しては、第三十七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは「附

(児童の保護)

則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用する。

(文部省設置法の一部改正)

第十二条 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一号ロ中「以下同じ。」の下に「及び学校安全(学校における安全教育及び安全管理をいう。以下同じ。)」を加え、同条同号への次に次のように加える。

ニ 災害共済給付(学校の管理下における児童、生徒等の負傷その他の災害に關する共済給付をいう。以下同じ。)の普及充実

第十条の二第二号、第三号及び第六号中「及び学校給食」を、「学校安全、学校給食及び災害共済給付」に改める。

(登録税法の一部改正)

第十三条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「農林漁業団体職員共済組合」の下に、「日本学校安全会」を、「農林漁業団体職

(児童の保護)

員共済組合」の下に、「日本学校安全会」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十四条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五号〇六〇ノ九ノ三の次に次の一号を加える。

六ノ九ノ四 日本学校安全会ノ日本学校安全会法第十八条第一項第二号及第二項〇ニ掲グ

十一 第一項

ル給付及第十九条第一項ニ規定スル児童共済給付契約(同法第二十三条〇ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)〇ニ課スル額

共済給付契約書 帳簿

(所得税法の一部改正)

第十三条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第十号中「日本学校給食会」の上に「日本学校安全会」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十四条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。



第五條第一項第六号中「日本学校給食会」の上に「日本学校安全会」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十五條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第六号中「日本学校給食会」の上に「日本学校安全会」を加える。

〔相馬自治君登壇、拍手〕

○相馬自治君 たいま議題となりました市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案、日本学校安全会法案の二法案について、文教委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案は、市町村の設置する定時制高等学校の校長、教諭等の給料その他の給与が、現行法第二条の規定に基づき、都道府県の負担となつてゐるのを、今回、政令で特に指定するものについては、その設置者たる当該市町村が負担することに改めるとともに、これに伴う身分の取り扱い及び在職期間の通算等必要な経過措置を規定したものであります。これにより、同一市町村の教職員相互間における給与

待遇の条件が均等化し、人事交流等、教育行政の円滑化を期さんとするものであります。

本委員会におきましては、定時制高等学校教員間における現在の給与の不均衡の実情、給与負担区分の原則、本法通過後の見通し、特に政令に指定される予定のいわゆる五大市以外の市町村に対する影響等の諸点について、提案者並びに政府に対し慎重な質疑が行なわれましたが、詳細は速記録によりごらんを願います。

かくて討論に入りましたところ、自由民主党の吉江委員より、本案中の「政令で指定する市町村」を、「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める旨の修正案が提出され、本修正案の意図するところは、

「政令で指定する市町村」が、提案者においても、政令立案者たる政府においても、ひとしく地方自治法に規定する指定都市に限定することを予想しておりますので、この点をさらに明確にするものであるとの趣旨説明が行なわれました。続いて日本社会党の松永委員より、修正案並びに修正部分を除く原案は、ともに現状に即したもので、定時制教育振興の立場から賛成であり、

さらに、政府が今後、本教育振興のため現在停止中の公立高等学校定時制課程職員費国庫補助法の復活に努力されたいとの要望がなされ、賛成意見が述べられました。

採決いたしましたところ、修正案、修正案を除く原案ともに全会一致をもって可決いたしました。

次に、日本学校安全会法案について報告いたします。

政府の本案提出の理由とするところは、義務教育諸学校の管理下における災害事故は、年々次第に減少の傾向にはあるといふものの、災害のために要した医療費等は、損害賠償または社会保険の給付を受けた部分を除きまして、相当な額に上つているのであります。このような状況にかんがみ、学校安全を普及充実することにも、義務教育諸学校等の管理下において発生した児童生徒の災害に關して適切な措置を講ずべきであるという決議または要望が、衆参両院の文教委員会を初め各方面からなされ、また一方、相当数の原

案が設立されたのであります。これにおいては、すでに財団法人の学校安全会が設立されたのであります。この上、相当の公費負担による新しい制度

が法律により確立されることを、これらの学校安全会からも強く期待されていたのであります。政府は、ここに日本学校安全会を設立して、学校安全の普及充実に関する業務を行なわせることにも、義務教育諸学校等の管理下における児童生徒等の負傷その他の災害に關して必要な給付を行なわせようとするものであります。

法律案の内容を要約して申し上げます。すなわち、日本学校安全会は、特殊法人組織として、義務教育諸学校の設置者が、児童生徒の保護者の同意を得て、安全会との間に締結する契約により、学校の管理下における児童生徒の災害に關して災害共済給付を行なうことといたしてあります。共済掛金は、安全会との間に災害共済給付契約を締結した学校の設置者が、安全会に対して支払わなければならないことに規定してあります。学校の設置者は、当該契約にかかる児童生徒の保護者から、共済掛金の額のうち一部を徴収する建前とし、一方、国は安全会に対してその事務費の一部を補助することにいたしてあります。安全会は、高等学校及び幼稚園の管理下における生徒及び幼児の災害についても、義務教育諸学校に準じて、災害共済給付を行ない得ること

ととし、この場合の共済掛金は、原則としてその全額を保護者から徴収するものとしたしてあります。

以上が本法律案の提案の趣旨及びその内容の概略であります。本案は衆議院より修正議決の上送付されております。衆議院における修正点を簡単に申し上げますと、次の五点であります。

第一に、この法律施行の際、財団法人で、学校安全会類似の業務を行なうものうち、現に掛金に相当する寄付金等の全額を学校の設置者が負担している場合は、当分の間、学校安全会の掛金の全額を設置者の負担とし、保護者からは徴収しないことができるように措置いたしてあります。

第二に、日本学校安全会の業務の特例として、安全会は、当分の間、保育所の管理下における乳児、幼児その他児童の災害に關して、災害共済給付を行なうことができることに改められます。

第三に、政令により、里親等事実上の扶養者を保護者と同等に取り扱い、契約締結の同意、共済掛金の徴収及び災害共済給付の受領をなし得るように改めました。

以上が本法律案の提案の趣旨及びその内容の概略であります。本案は衆議院より修正議決の上送付されております。衆議院における修正点を簡単に申し上げますと、次の五点であります。

第一に、この法律施行の際、財団法人で、学校安全会類似の業務を行なうものうち、現に掛金に相当する寄付金等の全額を学校の設置者が負担している場合は、当分の間、学校安全会の掛金の全額を設置者の負担とし、保護者からは徴収しないことができるように措置いたしてあります。

第二に、日本学校安全会の業務の特例として、安全会は、当分の間、保育所の管理下における乳児、幼児その他児童の災害に關して、災害共済給付を行なうことができることに改められます。

第三に、政令により、里親等事実上の扶養者を保護者と同等に取り扱い、契約締結の同意、共済掛金の徴収及び災害共済給付の受領をなし得るように改めました。

昭和三十四年十二月十一日 参議院会議録第十五号 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案外一件 新市町村職員の給与改善に関する請願外十件

第四は、安全会の余裕金の運用の幅をひろげて、金銭信託をもなし得るようにした点であります。

第五は、本法案の施行期日が「昭和三十四年十月一日」となっております。これを「公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日」に改めたことでもあります。

委員会の審議にあたりましては、慎重に審議し、衆議院における修正案の提案者に対し、教次にわたって各委員からきわめて熱心な質疑を展開し、政府に対しても種々質してその慎重を期しました。質疑の過程において問題となりました主要点と、これに対する答弁の概要を、特に本法案の性格に照らしまして、ここにあらためて報告いたしておきます。

第一に、「憲法第二十六条の義務教育無償の精神にのっとり、保護者から掛金の一部徴収を廃して、国または地方公共団体による災害給付の全額負担を実施すべきではないか」との質問に対しては、「安全会は災害防止を目的とする共済組織であるから、保護者が掛金の一部を負担することによって関心を深めることが望ましく、社会全体の連帯観念の涵養にも資したい。特

別は漸次父兄負担の軽減をはかる方向へ努力したい」と旨の答弁がありました。

第二に、政令で規定すべき「学校の管理下」という言葉の内容については、事実上将来種々なる誤解なり解釈の広範な問題になることが予想されますが、これに対しては、教育課程の実際の授業時間中であるとか、あるいは特別教育活動中並びに学校行事たる運動会、学芸会、修学旅行、学校給食、健康診断の実施中とか、あるいは休校時間中、あるいは授業開始前及び終了後における在学中で、その在校について、校長が一般に児童のいることを承認している場合とか、登校及び下校帰宅のための通学の経路中等をさすことが明白に示されました。

第三に、「現に各県に設置されている安全会から、日本学校安全会への加入移行の際の権利義務の關係についての質問については、「本法成立の時点には、各県における安全会はそれぞれ解散されることとなり、残余財産は、定款の趣旨に従って日本学校安全会に寄付されるが、これを安全会本部に受け入れることとはせずに、各県支部の

収入として、それぞれの支部において有効に使用させる予定である」と旨が政府によって述べられました。

第四に、「本案第一条の目的に照らして、修正により保育所が加えられたことは必ずしも適正とは考えられない」との質問に対して、「保育所は厚生省の管理下にあるけれども、安全会の業務の内容に関する限り、これを含めることに矛盾はないと思われる」と旨の答弁があったのであります。

また、災害給付の内容、給付申請の手続、掛金について、事務費の計上について、掛金徴収事務の処理責任者と事務手当の支給関係について、役員並びに中央事務局の構成内容等について、慎重に質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して松永委員より、送付案に対する修正案が提案されました。修正案は、現在義務教育に要する父兄の負担がきわめて大きいにもかかわらず、さらにこの法は、ともすると負担を加重する意味をもなすことは遺憾であり、本案の措置は、憲法第二十六条の義務教育無償の精神に反する疑いなしとしない。義務教育諸

学校については、共済掛金は全額設置者負担を原則とするが、地方自治体の財政事情により、当分の間、父兄から掛金を徴収することができること、災害給付を国が負担する建前をもって新たな法律が将来制定されることを期待し、国立及び公立の学校の児童及び生徒についてのこの法律による災害給付を、昭和三十七年三月三十一日までに限ること等を骨子としたものであります。次いで、自由民主党を代表して北島委員より、社会党提案の修正案に反対、送付案に賛成する討論があり、日本共産党岩間委員より、修正案賛成の意見が述べられ、直ちに採決を行なうことといたしましたところ、修正案は少数をもって否決され、送付案は多数をもって可決し、結局本法案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定されたのであります。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

まず、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 議員起立と認めます。よって本案は全会一致をもって委員会修正通り議決されました。

次に、日本学校安全会法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第三より第十三までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。地方行政委員長新谷寅三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔新谷寅三郎君登壇、拍手〕

○新谷寅三郎君 ただいま議題となりました請願二十五件について、地方行政委員会における審査の結果を御報告いたします。

日程第三の請願は、新市町村職員の給与改善を、日程第四の請願十二件は、新市町村建設促進のための国庫補助の継続を、日程第五の請願は、地方交付税の合併補正特例期間の延長を、日程第六ないし十一の請願六件は、いずれも地方財政の実情にかんがみ、これが改善のための措置を、それぞれ要望するものであります。

次に、日程第十二の請願四件は、飲食店における遊興飲食税について免税点の引き上げを、また、日程第十三の請願は、積雪寒冷地帯における固定資産税の軽減を要望するものであります。

地方行政委員会におきましては、以上の請願二十五件は、願意おおむね妥当と認め、これを議院の会議に付し、内閣に送付を要するものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもってこれらの請願は、全会一致

致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

○向井長年君 私はこの際、公務員並びに日雇い労働者の越年資金等生活安定に關する緊急質問の動議を提出いたします。

○田中茂穂君 私はただいまの向井長年君の動議に賛成いたします。

○議長(松野鶴平君) 向井君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よってこれより発言を許します。向井長年君。

〔向井長年君登壇、拍手〕

○向井長年君 私は社会クラブを代表いたしましたして、公務員並びに日雇い労働者の越年資金等生活安定に關して、岸総理、大蔵大臣、労働大臣、人事院総裁等に所見をお伺いいたしたいと存する次第でございます。

国家公務員法第二十八条によれば、給与を決定する諸条件の変化により、俸給表に定める給与を百分の五以上増減する必要があるときは、国会及び政府に対して、適当な勧告をしなければならぬことになっているのでござい

ます。今回の人事院の報告によれば、公務員給与と民間給与との差は五・七%下回っていることを認め、かつ、家計調査に基づく消費支出の伸びが、公務員給与の改善をはるかに上回っていることを認めながら、ベース改訂の勧告を行わず、単に中級職員等の給与の中たるみ是正について勧告を行なっていることは、われわれとして納得することができないのであります。

特に民間給与との比較については、その調査対象に、臨時工、臨時職員を含ませるなど、きわめて不合理な比較が行なわれ、民間給与水準を低く評価せんとするふしが認められるのであります。こうした報告においては、給与改訂の諸条件の変化を認めながら、勧告においては、ベース・アップを全く認めていない。これについて、人事院総裁はいかなる所見を持っておられるか、お尋ねいたします。なお、政府としては、今回の人事院勧告を妥当なものと考えているか、岸総理大臣、大蔵大臣にお尋ねいたします。

第二は、ベース改訂の諸条件が成熟していなから、数年来、人事院は勧告に際してこの問題を見送ってきた。人事院の態度は、政府の圧力に屈して、公正な中立性を保持し得なくなった結果であるという人事院に対する不信の念が、特に労組間、あるいはまじめな組合員の中で広がっているものであります。また、一般世論も、人事院の性格について批判の声が出ていると考えているのでございます。まことに遺憾と言わなければなりません。この点について、人事院総裁は、ベース改訂の勧告が何ゆえできなかったのか、また、しなかつた理由は那辺にあったか、お伺いいたしたいと存じます。

次に、今日、人事院が中立性を保持できない状態にあるが、この際、政府としては、人事院の改組、改革あるいはこれを廃止して別の機関を作ること等により、本来の中立性を強化し、公務員の労働条件を円満に解決していく考えはないか。むしろこの際、人事院はこれを廃止して、公務員に団体交渉権、争議権を認めて、民間と同様、自主的解決にゆだねるべきだという意見も出てきているが、政府の所見をお伺いいたしたいと存じます。特に外国等では公務員に争議権を認めている例も多々あります。かつILO条約も基本的に、すべての労働者の労働基本権の確立を規定していることは事実でございます。日本の場合も、管理職を除く公務員に争議権を認めるべきであるとする意見も少なくないのであります。

が、政府の見解をただしたいのでござい。特に以上三点につきましては、岸総理並びに労働大臣にお伺いいたしたいと存する次第でございます。

次に、われわれとしては、率直に言って今回の人事院の勧告には不満であります。しかし、われわれは人事院勧告が、争議権、団交権を剝奪された公務員にとって、唯一の救済保護手段であるという考えから、今日までこれを尊重すべきであるという立場を堅持してきたのでございます。従って、勧告の内容については多くの不満はあるといたしましたが、その不満をほかに解消する手段がない現状においては、これがすみやかなる実施をはかるべきであると考えます。

去る十一月十九日に、わが社会クラブは、政府に対し次のような申し入れを行なったのでございます。

本年七月、人事院は国家公務員の給与に關し、一、夏期手当を〇・一カ月分増額すること、二、中級職員並びに研究職員及び医師の給与を改善することを内容とする勧告を行ない、これがすみやかなる実施を政府に要望したのでございます。これに対し政府は、当初その実施を約束しながら、今日に至るまで何ら適切なる措置を講じていな

が、政府の見解をただしたいのでござい。特に以上三点につきましては、岸総理並びに労働大臣にお伺いいたしたいと存する次第でございます。

次に、われわれとしては、率直に言って今回の人事院の勧告には不満であります。しかし、われわれは人事院勧告が、争議権、団交権を剝奪された公務員にとって、唯一の救済保護手段であるという考えから、今日までこれを尊重すべきであるという立場を堅持してきたのでございます。従って、勧告の内容については多くの不満はあるといたしましたが、その不満をほかに解消する手段がない現状においては、これがすみやかなる実施をはかるべきであると考えます。

去る十一月十九日に、わが社会クラブは、政府に対し次のような申し入れを行なったのでございます。

本年七月、人事院は国家公務員の給与に關し、一、夏期手当を〇・一カ月分増額すること、二、中級職員並びに研究職員及び医師の給与を改善することを内容とする勧告を行ない、これがすみやかなる実施を政府に要望したのでございます。これに対し政府は、当初その実施を約束しながら、今日に至るまで何ら適切なる措置を講じていな

が、政府の見解をただしたいのでござい。特に以上三点につきましては、岸総理並びに労働大臣にお伺いいたしたいと存する次第でございます。

官報(号外)

いことは、きわめて遺憾である。人事院勧告の実施は、争議権を剝奪された公務員に対する唯一の代償であるから、政府はこれを尊重し、すみやかに適切な措置を講ずべきである。なお、勧告が本年三月の調査に基づいて行なわれたものであるから、その実施は当然四月にさかのぼって措置されるべきものと考える。以上の観点に立ち、この際、政府は右人事院勧告をすみやかに実施すべきである。

右申し入れる。

以上がわが社会クラブが申し入れた趣旨でございます。これに対しまして、政府はその措置を怠っていることは、まことに遺憾といわなければなりません。政府は、勧告を尊重することを明言しながら、一向にそれを実施しようとはしないのでございます。この際すみやかに実施する意向をお持ちのことと思ひが、いかに考えますか、お答えをいただきたいと存じます。特に、これは岸総理、大蔵大臣にお尋ねをいたします。

次に、本来であるならば、勧告実施に必要な経費は補正予算において当然措置されるべきであると思ひが、補正予算に計上しなかつたのは何ゆゑか。今後の実施にあつたつての予算措置をどの

ような形で行なうつもりか、大蔵大臣に御答弁をお願いいたしたいと存じます。

地方公務員並びに公共企業体職員についても国家公務員と同様に措置すべきであると思ひが、これらの取り扱いについて政府はどのような態度で措置するつもりか。なお、地方公務員に対する因庫負担、公共企業体職員については企業体のワク内操作によって、勧告の実施をはかる具体的用意があるか、お尋ねをいたしたいと存じます。

今回の人事院勧告は本年三月を基準として行なわれたことは、報告の中で明らかにされております。従つて、その実施も当然本年四月にさかのぼって行なわれるべきであると思ひが、十二月十日の内閣委員会で、私の質問に答えて、政府は四月実施しないのはまことに遺憾であると言つております。政府としては四月にさかのぼつて実施する用意があるか、お尋ねをいたしたいと存じます。

人事院勧告の時期がいつも七月であるために、公務員の給与改訂は当初予算に織り込まれず、民間給与に比して常に一年おくれの結果になっているのをご存じます。人事院勧告に対する今

日までの政府の態度も、昨年と同様でございますが、勧告を尊重すると言いつつながら、常に実施の引き延ばしを行なつておられるのでございます。公務員、民間の給与の均衡をはかることは、国家公務員法の精神でもあり、公務員給与が民間に比して常に一年おくれであるという現在のこのあり方は、すみやかに是正されなければならぬと思ひが、そのためには、勧告の時期を当初予算編成前に出すよう法の改正等を行なうか、あるいは政府が進んで四月実施の慣行を打ち立てるかのほかにはないと思ひます。人事院勧告の権威を高め、あるいは勧告に対する労組等からの不信を取り除くためにも、この点は早急に再考されなければなりません。政府としては今後どのように処置するお考えがあるか、所見をお伺いいたしたいのでございます。

次に、日雇い労働者の期末手当の支給について政府の所信をお伺いいたしたいと存じます。御承知のごとく、日雇い労働者の期末手当につきましては、その就労の実態が長期就労化して、本来の日雇いという形が失われ、すでに今日の段階では一般常勤労働者と同様の状態にあるにもかかわらず、雇用形態が日雇いであるという理

由だけで、期末手当についての制度化が行なわれず、単に貸金増給という形で、夏期四日、越年九日分が支給されている現状でございます。日雇い労働者の生活実態については、労働省においてすでに調査されている通り、その半数近くが生活保護の適用を受け、また適用を受けていない残余人々も、ほとんどがボーダー・ラインとして、二重構造の最下層に低迷している現状であります。こうした人々にとつて、樂しきはずの正月はむしろ苦痛の數日となつております。その理由は、申すまでもなく、年末年始における出費の増加であります。政府は口には低所得者の階層に対する厚い保護を叫びながら、その政策は実行されていないことは、われわれはまことに遺憾と存する次第でございます。現在の日雇い労働者の就労実態から考へて、その期末手当はこれを早急に制度化し、公務員に準ずる形で期末手当を保証すべきと考へるのでございます。しかし、当面した急を要する問題といたしまして、その制度化が困難であるとするならば、現在の期末手当をいかなる形にせよ増額する措置を講じ、日雇い労働者諸君の要望にこたへるべきであると思ひます。政府は本年の越年手当について増

額する意思があるかどうか、その制度化の問題とあわせて労働大臣の誠意ある御回答をお願いいたしたいのでございます。

以上をもつて質問を終わりますが、最後に、公務員は争議行為を禁止せられ、団体協約権を認められず、労働基本権の重大な部分を取り上げられて、そのかわりに、労働条件の保護手段として人事院が設置せられているのでございます。従つて、人事院はその精神に基づき、公正な中立性を保持し、法で定められた公務員の労働条件、救済、保護を大胆に推進せられることを要望すると同時に、政府においては、口だけでなく、事実上勧告を尊重せられ、直ちに予算措置を講じ、勧告通り四月にさかのぼり実施されること、なお、日雇い労働者の就労のワクの拡大、越年資金の増額、制度化をされるよう、強く要望いたしまして、私の質問を終わりたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣岸信介君登壇、拍手〕  
○国務大臣(岸信介) 御質問の最初に私、席におりませんでしたために、あるいは御質問の趣旨と違つておることがありましたら、あらためてお答えを申し上げます。

〔国務大臣(岸信介) 御質問の最初に私、席におりませんでしたために、あるいは御質問の趣旨と違つておることがありましたら、あらためてお答えを申し上げます。〕

<p>第一は、国家公務員法第二十八条に規定する状態になっておるのに、ペー・ス・アップを含め今回の人事院勧告について、政府はどうか考えておるかという御質問であります。国家公務員の給与につきましては、御承知の通り、人事院の勧告に基づいてこれを実施するといふ建前になっておるのでございまして、政府としては、この人事院の勧告を尊重してこれを実施するといふのが従来の方針でありますし、今後もそういうふうに考えて参りたいと思っております。本年七月の人事院勧告におきまして、各俸給表の中級の職員並びに研究職員及び医師につき、俸給の改善措置を講ずるよう勧告しておられるのであります。政府としては、国家財政を考慮の上、できるだけこれを実施していくように考えております。</p>	<p>なお、十分将来も研究をしていきたいと、こう考えております。しかしながら、あくまでもこういう人事行政というものが中立性を保持するように考えていかなければならぬことは当然でございまして、</p>	<p>人事院の勧告について、政府が尊重すると言いつつ、一向に実施に移されておらないということもございまして、政府としては、従来から人事院の勧告については、私もしばしば申し上げておるうちに、これを尊重して、これを実施するといふ建前をとってきておるのであります。従って、七月のこの勧告に対しましては、来年度の予算編成にあたりまして十分にこれを考慮するよう、この実施をするように努力をいたしております。</p>	<p>地方公務員及び公共企業体の職員に對しての問題であります。これは言うまでもなく、地方公務員につきましても、地方公共団体において、国家公務員及び民間の企業の給与状況等との均衡を考慮して自主的に決定すべきものであります。政府としては、国家公務員の給与が改善される場合は、各地方公共団体においてもおおむねこれに準じた措置がとられるものと考えております。また、公共企業体の職員の給与は、一般の国家公務員と異なつて、これは団体交渉によつて定められる建前になっておるのであります。政府としては、国家公務員の給与その他の事情を考慮して、適切に決定されるというように期待いたしております。</p>	<p>今回の人事院勧告は、本年三月を基準としているから、その実施は当然四月にさかのぼつてやれという御質問でございまして、人事院の勧告を実施するにいたしますと、因及び地方を通じまして、おおむね三百億見当の財源を必要とするのであります。現在のこの財政事情から申しますと、これを本年度から実施するといふことはどうも実現できないと、かように私は考えております。人事院の勧告が例年七月に行なわれるために、現実の問題として実施が一年おくれるという点についての御質問でございまして、これは、この人事院の勧告が、例年三月における民間給与の実情を調査をして、そうして七月中旬に行なわれるということになつております。そうして政府は、その勧告をさらに検討を加えてこれを実施するよういろいろな検討していくわけにございまして、そういう関係上、相当この勧告を実施するためには、言うまでもなく多額の費用を要するわけでありまして、それを年度の間においてそういうものを実施するといふことは、事実上これは非常に困難な場合が多いのであります。従つてわれわれは、この勧告の趣旨を十分に尊重して、次年度においてこれを実施するようにはかつていくほかは、現実の問題としては実際上むずかしいといふことを御了承願いたいと思つております。(拍手)</p>
<p>第二に、人事院が中立性を保持すべきものであるといふことにつきまして、これは言うまでもなく、人事院の性質からいって、そういう性格をわれわれは従来も持つておると考えておりますし、失つておるとは考えておらないのであります。ただ、この問題は、公務員制度のあり方とも関連して、人事院制度の、人事行政の機構の問題として、政府としては慎重に検討して、</p>	<p>地方公務員及び公共企業体の職員に對しての問題であります。これは言うまでもなく、地方公務員につきましても、地方公共団体において、国家公務員及び民間の企業の給与状況等との均衡を考慮して自主的に決定すべきものであります。政府としては、国家公務員の給与が改善される場合は、各地方公共団体においてもおおむねこれに準じた措置がとられるものと考えております。また、公共企業体の職員の給与は、一般の国家公務員と異なつて、これは団体交渉によつて定められる建前になっておるのであります。政府としては、国家公務員の給与その他の事情を考慮して、適切に決定されるというように期待いたしております。</p>	<p>今回の人事院勧告は、本年三月を基準としているから、その実施は当然四月にさかのぼつてやれという御質問でございまして、人事院の勧告を実施するにいたしますと、因及び地方を通じまして、おおむね三百億見当の財源を必要とするのであります。現在のこの財政事情から申しますと、これを本年度から実施するといふことはどうも実現できないと、かように私は考えております。人事院の勧告が例年七月に行なわれるために、現実の問題として実施が一年おくれるという点についての御質問でございまして、これは、この人事院の勧告が、例年三月における民間給与の実情を調査をして、そうして七月中旬に行なわれるということになつております。そうして政府は、その勧告をさらに検討を加えてこれを実施するよういろいろな検討していくわけにございまして、そういう関係上、相当この勧告を実施するためには、言うまでもなく多額の費用を要するわけでありまして、それを年度の間においてそういうものを実施するといふことは、事実上これは非常に困難な場合が多いのであります。従つてわれわれは、この勧告の趣旨を十分に尊重して、次年度においてこれを実施するようにはかつていくほかは、現実の問題としては実際上むずかしいといふことを御了承願いたいと思つております。(拍手)</p>	<p>「國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手」 ○國務大臣(佐藤榮作君) たいだいま給理が詳細にお答えいたしましたように、政府は公務員制度にかんがみまして、人事院勧告はこれを尊重するといふ態度をとつております。今回も尊重するといふ考えで、それぞれの処置をとつて参つておるのであります。ところが、この人事院勧告が適正なものであつたかどうかといふことと、これは、ただいま申し上げましたように、政府自身が人事院勧告が適正であるとか適正でないとか、かような批判をするべきものではなくて、政府は人事院勧告を尊重しなければならぬ、かように実は考えて、これに對処して参る考えにございまして、ところで、ことしの人事院の勧告は、申すまでもなく、因及び地方を通じまして年間約三百億をこ</p>	<p>す金額になっております。ところで、この問題の処理でございまして、御承知のように、三十二年以降、人事院勧告がありますと、その翌年度からこれを実施に移しておる実例もあるものでございまして、これがほとんど例になつております。従ひまして、本年度これを実施することにしたしませんが、来年度編成の際に、これを尊重する趣旨で、この勧告の趣旨に沿つて慎重に予算を編成して参る、この態度をとつておるわけにございまして。その場合におきましては、申すまでもなく、中央の公務員、地方の公務員、その間に區別することなく、十分この勧告の趣旨が実現するように努力したい、かように実は考えております。</p>
<p>日雇いの問題は労働大臣からお答えすることと思つて、日雇いの問題については、公務員の年末手当あるいは期末手当等と関連いたしました。そのつど対策をとつて参つたのでございまして、ことしの年末手当につきましては、一・九を実施することにいたしました。ことしはそのまま申しますか、ふやさないでこれを実施いたします。従ひまして、日雇い労働者につきましても今回はふやさないといふ考えでございまして、ところで、日雇い労働者</p>	<p>す金額になっております。ところで、この問題の処理でございまして、御承知のように、三十二年以降、人事院勧告がありますと、その翌年度からこれを実施に移しておる実例もあるものでございまして、これがほとんど例になつております。従ひまして、本年度これを実施することにしたしませんが、来年度編成の際に、これを尊重する趣旨で、この勧告の趣旨に沿つて慎重に予算を編成して参る、この態度をとつておるわけにございまして。その場合におきましては、申すまでもなく、中央の公務員、地方の公務員、その間に區別することなく、十分この勧告の趣旨が実現するように努力したい、かように実は考えております。</p>	<p>日雇いの問題は労働大臣からお答えすることと思つて、日雇いの問題については、公務員の年末手当あるいは期末手当等と関連いたしました。そのつど対策をとつて参つたのでございまして、ことしの年末手当につきましては、一・九を実施することにいたしました。ことしはそのまま申しますか、ふやさないでこれを実施いたします。従ひまして、日雇い労働者につきましても今回はふやさないといふ考えでございまして、ところで、日雇い労働者</p>	<p>す金額になっております。ところで、この問題の処理でございまして、御承知のように、三十二年以降、人事院勧告がありますと、その翌年度からこれを実施に移しておる実例もあるものでございまして、これがほとんど例になつております。従ひまして、本年度これを実施することにしたしませんが、来年度編成の際に、これを尊重する趣旨で、この勧告の趣旨に沿つて慎重に予算を編成して参る、この態度をとつておるわけにございまして。その場合におきましては、申すまでもなく、中央の公務員、地方の公務員、その間に區別することなく、十分この勧告の趣旨が実現するように努力したい、かように実は考えております。</p>	<p>日雇いの問題は労働大臣からお答えすることと思つて、日雇いの問題については、公務員の年末手当あるいは期末手当等と関連いたしました。そのつど対策をとつて参つたのでございまして、ことしの年末手当につきましては、一・九を実施することにいたしました。ことしはそのまま申しますか、ふやさないでこれを実施いたします。従ひまして、日雇い労働者につきましても今回はふやさないといふ考えでございまして、ところで、日雇い労働者</p>

昭和三十四年十二月十一日 参議院会議録第十五号 公務員並びに日雇い労働者の越年資金等生活安定に関する緊急質問

官報(号外)

についてのこの種のを恒久化しろ、制度化しろという御意見であったと思ひますが、この点は、日雇い労働者の性質から見まして恒久化すべきものでない、かように私も考えております。(拍手)

〔国務大臣松野頼三君登壇、拍手〕

○国務大臣(松野頼三君) 失対就労者に関しましては、まことにその生活がお気の毒な状況でございますので、政府といたしましては、極力安定した民間就労の紹介によってこれを解消して参りたいと存じておりますが、本年は、毎年のごとでございますが、年末には特別措置をとっております。本年は九日分をとりました。これは予算も決定しておりますことでございます。公務員が一応年末のベースが変わっておりますので、そういうことを勘案して、一応九日分ということ措置をいたしました。しかし現実には、民間就労のワクをふやす、あるいは実質的に就労日数をふやすというところで、実質賃金はなるべく多くとられるように、行政で特に努力をいたして参っております。年度末の分を恒久化するということは、これは日々の雇用契約でございますから、これを恒久化する

というものは制度上はなほ困難ではないかと考えております。(拍手)

〔政府委員浅井清君登壇、拍手〕

○政府委員(浅井清君) お答えを申し上げます。

第一に、国家公務員法第二十八条の問題でございますが、われわれは、

同条は必ずしも一律ベース・アップのみを意味するものではないと考えております。いかなる内容の勧告をいたすかは、人事院の判断に委せられております。問題は思っております。ベースは総平均でございますから、今年の勧告におきましても相当のベース・アップになっておりました。これによって利益をこうむる者は給与法適用者の九三・九〇になっておる次第でございます。ただ一カ年実施がおくれている云々のお話がございましたが、御指摘のごとく、人事院は三月現在をもって調査いたしておりますので、四月からこれが実施されることは最も望ましいことと考えております。ただ人事院は財政上の権限を持ちませんがために、抽象的になるべく早く実施を望むという表現を使っておる次第でございます。ただ、従来の取り扱いを見ますと、これが来年度に持ち越されておりますことは、これは団交権のある職員と制度上の差はあるにいたしても、まことに遺憾に思ひ次第でございます。私は時節がら公務員の規律の厳正なることを望みまするとともに、与すべき給与はすみやかに与えられんことを望むものでございます。(拍手)

〔向井長年君登壇〕

○向井長年君 私は、岸総理が私の質問の途中で来られまして、要点を十分聞かれなかつた点もあろうかと思ひますが、特に私ここで再度岸総理にお尋ねいたしたいことは、人事院総裁がいわゆる人事院勧告を出した、これが少なくとも四月にさかのぼって実施されることが望ましい、こういうことを言われております。しかしながら、これに對しまして、きのうの内閣委員会におきまして、私は、政府が四月に遡及しないという事は、これはどうなんだと、遺憾と考へるのか、あるいはやむを得ないと考へるのかどちらかと、この質問に對しまして、人事院総裁は、まことに遺憾であると言っております。まことに遺憾であるということ、少なくとも四月に実施すべきである、こういう立場に立って勧告をいたしておると思ひます。こうなれば、政府はこの人事院勧告を尊重するといふ立場をとっている以上は、少なくとも

も、内容とかいろいろな問題は別といたしまして、一応四月にさかのぼって実施すべきと考へます。で、予算措置を今大蔵大臣は講じていないと言っております。過去におきましての例は大抵一カ年おけると言っております。従つて、これは予算措置の点はやむを得ないと思ひました。四月に遡及して予算措置を講ずるということが人事院の勧告の趣旨と考へるのでございます。従つて、尊重するという意思と、いわゆる人事院の勧告に對してまことに遺憾であるという、この点に對しましては尊重しないことになるのでございますが、この点を再度岸総理にお伺ひしたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣岸信介君登壇、拍手〕

○国務大臣(岸信介君) 先ほどもその点につきまして一応私の考へを申し述べておいたのでありますが、實際上この給与の点におきましては財政の点も考へなければならぬと思ひます。もちろんわれわれは、財政上の理由だけでこの人事院の勧告そのものを無視するということはいけません。人事院の勧告はあくまでも尊重して、これが実施に政府としては努力をしなければならぬことは当然でございます。しかしながら、財政の点も同時にわれわれとして

は責任を持つて考へなければならぬ。こういう点を考へて、實際上一年おくれるということは、予算をわれわれが編成し、また相当額に上るものがありますから、これを責任を持つて実施する上から言ふと、これはやむを得ないことであると、かように考へておるのであります。(拍手)

○議長(松野頼三君) 次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十一分散会

○本日の会議に付した案件

一、会期延長の件

一、日程第一 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

一、日程第二 日本学校安全会法案

一、日程第三乃至第十三の諸願

一、公務員並びに日雇い労働者の越年資金等生活安定に関する緊急質問

問

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君

副議長 平井 太郎君

議員 杉山 昌作君 石田 次男君

岩間 正男君 白井 勇君

昭和三十四年十二月十一日 参議院會議録第十五号

林田 正治君	下村 定君
手島 榮君	鈴木 万平君
安部 清美君	辻 武壽君
北條 尚八君	三木與吉郎君
秋山俊一郎君	上原 正吉君
佐藤 尚武君	苦米地英俊君
岩沢 忠恭君	大谷 榮潤君
近藤 鶴代君	村上 義一君
石黒 忠篤君	辻 政信君
千田 正君	太田 正孝君
笹森 順造君	黒川 武雄君
泉山 三六君	杉原 荒太君
谷村 貞治君	天埜 良吉君
米田 正文君	鍋島 直紹君
徳永 正利君	村上 春蔵君
前田 久吉君	仲原 善一君
西田 信一君	松村 秀逸君
青田源太郎君	松野 孝一君
稲浦 鹿蔵君	佐藤 芳男君
吉江 勝保君	後藤 義隆君
江藤 智君	柴田 榮君
塩見 俊二君	古池 信三君
武藤 常介君	田中 啓一君
山本 米治君	田中 茂穂君
館 哲二君	村松 久義君
藤野 繁雄君	杉浦 武雄君
西川甚五郎君	迫水 久常君
高橋進太郎君	吉武 恵市君
永野 護君	下條 康磨君

林屋龜次郎君	小林 英三君
寺尾 豊君	大野木秀次郎君
草葉 隆圓君	大沢 雄一君
小幡 治和君	前田佳都男君
宮澤 喜一君	横山 フク君
田中 清一君	櫻井 志郎君
櫻井 三郎君	岸田 幸雄君
北島 教真君	堀本 宜実君
二見 甚郷君	井川 伊平君
石谷 憲男君	植垣弥一郎君
中野 文門君	増原 恵吉君
平島 敏夫君	勝俣 稔君
山本 利壽君	鈴木 恭一君
最上 英子君	佐野 廣君
劍木 亨弘君	青柳 秀夫君
井上 清一君	加藤 武徳君
重政 庸徳君	安井 謙君
斎藤 昇君	小柳 牧衛君
谷口弥三郎君	新谷寅三郎君
西郷吉之助君	木内 四郎君
紅露 みつ君	重宗 雄三君
堀木 鎌三君	郡 祐一君
青木 一男君	木村篤太郎君
津島 壽一君	伊能繁次郎君
大森 創造君	鶴園 哲夫君
米田 敷君	山本伊三郎君
小柳 勇君	森中 守義君
鹿島 俊雄君	川上 為治君
藤田藤太郎君	相澤 重明君

占部 秀男君	大川 光三君
上林 忠次君	平林 剛君
久保 等君	岡 三郎君
高野 一夫君	高橋 衛君
梶原 茂薫君	近藤 信一君
相馬 助治君	小山邦太郎君
石原幹市郎君	小酒井義男君
佐多 忠隆君	光村 甚助君
野田 俊作君	湯澤三千男君
井野 碩哉君	植竹 春彦君
重盛 壽治君	清澤 俊英君
戸叶 武君	藤田 進君
中村 順造君	安田 敏夫君
千葉千代世君	向井 長年君
北村 暢君	鈴木 強君
坂本 昭君	永末 英一君
基 政七君	鈴木 壽君
伊藤 顕道君	田上 松衛君
田畑 金光君	亀田 得治君
阿具根 登君	椿 繁夫君
大和 与一君	村尾 重雄君
矢嶋 三義君	小笠原三三男君
松浦 清一君	阿部 竹松君
高田なほ子君	小林 孝平君
荒木正三郎君	木村禧八郎君
田中 一君	曾祿 益君
羽生 三七君	千葉 信君
加藤シヅエ君	吉田 法晴君

十二月七日議長において、左の通り  
議席を変更した。

一八五  
一九二 松澤 兼人君

内村 清次君	山田 節男君
松本治一郎君	赤松 常子君
國務大臣	
内閣総理大臣	岸 信介君
大蔵大臣	佐藤 榮作君
文部大臣	松田竹千代君
労働大臣	松野 頼三君
國務大臣	石原幹市郎君
政府委員	
法制局次長	高辻 正巳君
人事院総裁	浅井 清君
人事院事務総 局給与局長	滝本 忠男君
総理府総務長官	福田 篤泰君
総理府総 務副長官	佐藤 朝生君

昭和三十四年十二月十一日 参議院會議録第十五号

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

定価 一部 十五円 (但し良質紙は二十円) (郵送料共)
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五 大蔵省印刷局 電話九段四三二一号